

岩国市監査告示第 3 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき監査を
執行し、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので、次
のとおり公表します。

平成 31 年 3 月 26 日

岩国市監査委員 平 井 健 司

岩国市監査委員 品 川 充 洋

岩国市監査委員 片 岡 勝 則

1 監査の対象

(1) 公の施設の指定管理団体

株式会社街づくり岩国（三笠橋駐車場・麻里布駐車場）

2 監査の実施期間

平成 31 年 1 月 18 日から同年 2 月 19 日まで

3 監査の手続

監査に当たっては、主として平成 29 年度における団体の出納その他の事務（公の施設の管理に係るもの）の執行について、事前に当該団体から必要な資料の提出を求め、監査当日に関係人から説明聴取などを行い、係る事務処理、事業運営が適正に行われたかなどを主眼として実施した。

4 監査の結果

平成 29 年度の出納その他の事務事業の執行処理状況については、その目的に沿って、健全かつ適正に行われていると認めた。